

広島港宇品旅客ターミナル テナント募集案内

	頁数
広島港宇品旅客ターミナルのテナント募集について	・・・ 1
広島港宇品旅客ターミナル平面図（テナント募集区画）	・・・ 4
広島港宇品旅客ターミナル周辺平面図	・・・ 5
申込手順のご案内	・・・ 6

令和7年3月

広島市都市整備局みなと振興課

広島港宇品旅客ターミナルのテナント募集について

I 募集内容

(1) 場所

広島市南区宇品海岸一丁目13番26号

広島港宇品旅客ターミナル（以下「ターミナル」という。）3階

(2) テナント区画

1区画（区画28）

※ 4ページの「広島港宇品旅客ターミナル平面図（テナント募集区画）」をご覧ください。

(3) テナントの業種

飲食系、物販系、サービス系

テナント区画は、事務所又はターミナル利用者の利便に供するためのものです。

また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定されている風俗営業等に該当するものは出店できません。

2 ターミナルの概要

(1) 物件概要

鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（平成15年3月完成）

延べ床面積 4,763㎡

エレベーター（13人乗） 2基

エスカレーター 2基

(2) 陸上交通

広島電鉄（路面電車） 広島港電停 すぐ

広島バス 広島港バス停 すぐ

タクシープール 有り

(3) 年間乗降客数

約1,982,000人（令和5年度実績）

(4) 駐車場〔一般利用〕

施設名	収容台数	料金体系		
		単位	金額	摘要
広島港栈橋駐車場	110台	車体長5m未満 1時間まで 以降30分ごと	無料 100円	・24時間までごとの上限額は1,000円 ・障害等のある方は1/2減免
広島みなと公園 駐車場	350台	車体長5m未満 1時間まで 以降30分ごと	無料 100円	・24時間までごとの上限額は1,000円 ・障害等のある方は1/2減免

3 募集条件

(1) 使用許可期間

原則1年以内です。使用許可期間満了後も引き続き使用する場合は、使用許可期間満了の1月前までに更新手続きが必要です。

(2) 必要経費

ア テナント使用料

1平方メートル当たり 月額2,420円

(※ 一般賃貸にいう、いわゆる敷金はありません。)

イ 空調設備（室外機）設置料

1平方メートル当たり 日額40円

テナント内に空調設備を設置される場合、室外機はターミナル屋上へ設置していただきます。その際、室外機の使用面積に応じて空調設備（室外機）設置料が必要です。

ウ その他経費

(ア) テナント運営に必要な区画の改装工事、その他備品等の費用

(イ) 上記(ア)の改装等のため必要となる消防法、建築基準法など、法令に基づく許可等に要する費用

(ウ) テナント運営（準備期間を含む。）に伴って発生する光熱水費など

4 申請資格等

(1) テナント出店者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ ①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力行為の常習者又は⑤そのおそれのある者

(ア) 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

(イ) 暴力団員とは、「暴対法」第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

(ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりをもつ次のいずれかに該当する者をいう。

α 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者

β 暴力団又は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

エ 法人であってその代表者又は実質的に経営権を有する者が上記イ又はウに該当している。

(2) テナント営業内容等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア ターミナル及びその周辺の景観を損ねるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

ウ 公衆に不快の念を与えるもの

エ 公衆に危険を及ぼすおそれのあるもの

オ その他ターミナルの管理上、広島市が不適切と認めるもの

(3) テナント出店に関する注意点

ア 営業時間について

- (ア) ターミナルの開館時間は、５：３０から２３：１０までです。営業時間はこの時間内で店員の方も退館できる時間帯としてください。
- (イ) テナント営業日に関する制限はありませんが、夜間のみの営業など昼間に常時シャッターを閉めた状態となる営業形態は出店をお断りする場合があります。

イ 内装等について

- (ア) 建物の基本構造を変更することはできません。これ以外の改築については協議に応じます。
(営業に必要な改築費用はテナント出店者の負担になります。)
- (イ) 使用許可期間が満了したとき、若しくは使用を廃止したとき、又は使用許可の取り消しを受けたときは、使用者の負担において、直ちに許可物件を占有している工作物等を除去し、許可物件を原状に回復しなければなりません。この場合、使用者が損害を受けることがあっても、広島県及び広島市は、その賠償の責めを負いません。

ウ 使用許可等について

- (ア) 許可物件の使用権は、これを担保に供したり、他人に譲渡したり、転貸したりすることはできません。
- (イ) テナント出店者が、広島県、広島市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

エ 駐車場・駐輪場について

- (ア) 業務用駐車場・駐輪場は有料です。必要に応じてご相談ください。
なお、駐車場についてはターミナル北側にある広島港栈橋駐車場又は広島みなと公園駐車場の月極駐車場（料金１２,５７０円／月額・台、駐車枠の指定はありません。）も利用できます。
駐輪場については、ターミナル北側にある広島みなと公園西側の無料駐輪場も利用できます。
- (イ) 広島港栈橋駐車場又は広島みなと公園駐車場で利用できる時間利用券を、(株)ひろしま港湾管理センター（TEL（082）250-7160）が販売しています。お客様へのサービス券としてご利用いただけます。

利用券の種類（２種）	販売単位	販売価格	割引率
１８０円券	１１枚綴り	１,８８０円	５.０％
	６０枚綴り	９,９００円	８.３％
	１００枚綴り	１６,０２０円	１１.０％
	３００枚綴り	４２,４２０円	２１.４％
１００円券 (３０分相当額)	１１枚綴り	１,０３０円	６.３％
	６０枚綴り	５,５００円	８.３％
	１００枚綴り	８,９００円	１１.０％
	３００枚綴り	２３,５６０円	２１.４％

5 問合わせ先

広島市都市整備局みなと振興課

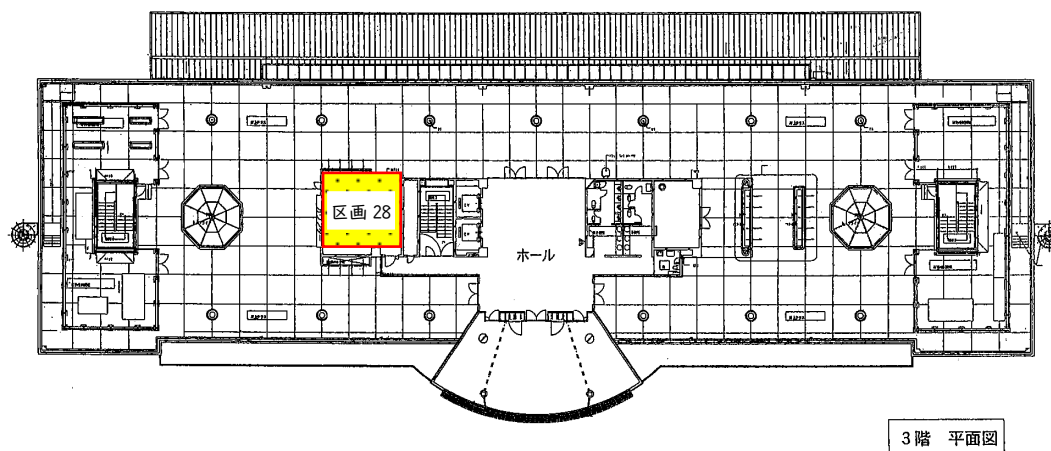
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

TEL (082) 504-2337 FAX (082) 504-2529 E-mail minato@city.hiroshima.lg.jp

広島港宇品旅客ターミナル平面図（テナント募集区画）

【凡例】

 テナント募集区画



3階 平面図

【募集するテナント区画の面積、月額使用料及び業種】

名 称	面積（㎡）	月額使用料（円）	業種
区画28（3F）	48	116,160	飲食系、物販系、サービス系

※ 区画利用中のため、入居時期等について調整が必要になります。

広島港宇品旅客ターミナル周辺平面図

有料駐車場
(一般 344 台)
(身障者 6 台)

有料駐車場
(一般 106 台)
(身障者 4 台)

広島みなと公園

無料駐輪場

広島港宇品旅客ターミナル

業務用駐車場・駐輪場

申込手順のご案内

1 テナント出店申込手続

①～③のテナント出店申込書類を提出してください。申込書類を基に出店希望区画や営業内容などの確認をします。

番号	申請書名称	頁数	説 明
テナント出店申込書類【必ず提出】			
①	広島港宇品旅客ターミナル テナント出店申込書	7	
②	応募書	8	出店を希望する区画や出店業種などを記入
③	事業概要	9 ～ 10	事業の概要や、テナントのレイアウト図を記入 (図面でも可)

2 使用許可申請手続

出店可能になった場合、本市から連絡しますので、使用許可申請手続に必要な④～⑦の書類を、必要に応じて提出してください。

番号	申請書名称	頁数	説 明
使用許可申請書類			
④	待合所使用許可申請書	11	【必ず提出】 ・テナント区画の使用にあたり必要な書類
⑤	④に関する誓約書	12	【必ず提出】 ・上記④のテナント区画の使用にあたり必要な 書類（テナント区画使用に関する誓約書）
⑥	広島港宇品旅客ターミナル 屋外デッキ使用許可申請書	13	【必要に応じて提出】 ・2階海側の屋外デッキ使用又は屋上への室外 機設置にあたり必要な書類
⑦	⑥に関する誓約書	12	【必要に応じて提出】 ・上記⑥の室外機設置等にあたり必要な書類 （室外機設置等に関する誓約書） ・様式は⑤と共通

※ 必要となる書類や記入方法は、随時ご説明します。

3 申込人の確認書類

上記2の使用許可申請書類提出時に、以下の書類も提出してください。

- ・ 申込人が個人の場合…住民票 又は その写し
- ・ 申込人が法人の場合…商業登記簿謄本 又は その写し

広島港宇品旅客ターミナル テナント出店申込書

令和 年 月 日

広島市長様
(都市整備局みなと振興課)

申込人 所在地
名称
代表者名

広島港宇品旅客ターミナルへのテナント出店について、必要書類を添えて申込みます。

必要書類

- 1 応募書
- 2 事業概要

連絡先 住所
氏名
電話番号

応 募 書

②

令和 年 月 日

申込人 所在地
名 称
代表者名

出店希望区画等記入欄

(出店希望の区画番号を記入するとともに、出店業種[飲食系・物販系・サービス系]のいずれかに○をしてください。)

出 店 希 望 区 画	出 店 業 種	面 積
3 F 2 8 区画	飲食系・物販系・サービス系	4 8 m ²

事業概要

令和 年 月 日現在

出店後の店名	
出店後の代表者名	
出店後の事業内容	
出店前の経営実績	
出店予定時期	令和 年 月頃（区画改装期間を含む。）

出店後のテナントのレイアウト図（概要）

（図面でも可）

様式第5号（第2条関係）
（その他の場合）

荷さばき地 土 屋 水面整理場 手荷物取扱所 待 合 所 使用許可 （変更） 申請書 野積場 水面貯木場 緑 地 港湾管理事務所						
使用場所	用 途	使用面積	使用期間	使用料金	摘 要	
		平方メートル	月 日から 月 日まで	※ 円		
		平方メートル	月 日から 月 日まで	※ 円		
品 名	個 数	荷 姿	重量又は 容 積	仕 出 港	仕 向 港	備 考
			トン			
			トン			
上記のとおり使用したいので、許可してください。 令和 年 月 日 広島市長 様 申請者（住所 氏 名 法人にあっては事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 連絡先 ）						

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号の2（第2条、第15条関係）

誓 約 書							
施設の表示	名称						
	所在						
	明細						
使用目的							
使用期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで						
使用料	※ 円						
今回申請する港湾施設の使用については、広島県港湾施設管理条例、広島県港湾施設管理規則及び許可の条件を遵守します。 また、許可を受けるに当たっては、広島県港湾施設管理規則 第2条の2第1項各号 第16条第1項各号 に掲げる基準に該当しないことを誓約します。 令和 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 （法人にあっては事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 連絡先 広島市長 様							

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 ※印欄については、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(待合所(広島港宇品旅客ターミナルイベントホール又は屋外デッキに限る。))の場合)

広島港宇品旅客ターミナル ~~イベントホール~~ 使用許可 ~~(変更)~~ 申請書
屋外デッキ

次のとおり使用したいので、許可してください。

令和 年 月 日

広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

連絡先

使 用 目 的	
使 用 理 由	
使 用 面 積 (屋外デッキのみ)	m ²
使 用 期 間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
使 用 料	※ 円

使 用 者 数	名
備 付 け 以 外 の 使 用 器 材 等	☐ ☐ ☐

注 1 屋外デッキの申請にあつては、使用する部分を明示した図面を添付すること。

2 不用の文字は、消すこと。

3 ※印欄は、記入しないこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。